

平成30年3月27日
稲毛保健福祉センター社会援護課【事件関係】
電話284-6134 内線92-399
保健福祉局保護課【生活保護制度関係】
電話245-5108 内線90-2686
総務局総務部人事課コンプライアンス推進室【職員処分関係】
電話245-5676 内線90-2240

元稲毛区社会援護課職員による生活保護費（介護扶助）の不適正支給及び懲戒処分について

稲毛区社会援護課に在籍していた職員による生活保護費（介護扶助）の不適正な支給処理が判明し、調査の結果を踏まえ、当該職員を処分しましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

（当事者）

所属局区名	職名	年齢	性別	処分内容
財政局	主任主事	42歳	女	停職2月

（管理監督者）

所属局区名	職名	年齢	性別	処分内容
稲毛区	課長	59歳	男	厳重注意
花見川区	課長補佐	56歳	男	厳重注意
美浜区	課長補佐	53歳	男	厳重注意
稲毛区	主査	42歳	男	厳重注意

2 処分年月日

平成30年3月27日（火）

3 事案の概要

当該職員が稲毛区社会援護課に在籍していた平成27～28年度において、担当する生活保護受給者3人の介護扶助を支給する際に、以下のような不適正な支給処理があった。

- （1）介護認定審査会の審査判定を受ける際に必要な主治医意見書を徴取せず、また、2人分の介護認定調査委託について、必要な決裁を受けずに自ら不正に作成した依頼文等で、居宅介護支援事業者に依頼した。
- （2）その後、介護認定審査会の審査判定を受けずに、審査判定結果の認定有効期間の終期を福祉システムに不正に延長入力し、3人の生活保護受給者が介護扶助を受けられる券を支給する手続き（現物支給）を行った。
- （3）そのうえで、後々問題とならないように、主治医意見書1人分と介護認定審査会からの判定結果報告書2人分等を偽造した。

4 不適正事務処理額

6, 203, 658円

(内訳)

- | | |
|-----------|------------------------------------|
| ① 介護扶助費 | 6, 189, 402円 |
| 受給者A | 2, 634, 326円 (H28.10.1~H29.7.12) |
| 受給者B | 494, 384円 (H28.8.1~H29.6.27) (未確定) |
| 受給者C | 3, 060, 692円 (H27.8.1~H28.7.31) |
| ② 介護認定調査費 | 14, 256円 (受給者A・B・C分) |

5 判明の経緯

平成29年7月に居宅介護支援事業者から、「平成28年12月に実施した介護認定調査費用が未払いとなっている。」との連絡があり、支出状況を確認したところ、当該職員が未契約の状態で当該事業者から調査を依頼し、費用を未払いとしていたことが判明した。

そのため、関連する手続きを確認したところ、介護認定審査会の審査判定を受けずに介護扶助を適用した不適正な事務処理事案が判明した。

6 不適正処理に係る対応

未払いの介護認定調査費用については、市が事業者と示談書を締結し、年度内に賠償金を支払う予定。

また、不適正に支出した介護扶助費等については、職員に対する損害賠償請求も含め、対応を検討している。

7 再発防止の取組みについて

(1) 稲毛区としての取組み

本年2月より新たに対象者台帳を作成し、複数職員で更新時期、進捗状況等管理することでチェック体制を強化している。

(2) 市としての取組み

ア 不正な要介護認定データの防止

これまでは、介護認定審査会の審査判定結果通知をケースワーカーが直接受領し、福祉システムへ入力した情報に基づき、社会給付班が現物支給の手続きを行っていた。

今後は、審査判定結果通知を社会給付班職員が受領し、審査結果を事前に確認した上で、ケースワーカーの上司となる主査を介してケースワーカーへ手渡す事務処理の流れに改め、不正なデータ作成による支給が行えない体制にする。

イ 組織的なチェック機能の強化

介護扶助の事務処理の管理がケースワーカー任せとならないよう、「事務処理チェックリスト」「更新漏れ確認リスト」を導入し、ケースワーカーの事務処理の進捗状況を主査と管理職が随時チェックする体制を構築する。